

雨水貯留施設における修繕等対応業者（店舗）の募集について

1 公募目的

この要領は、長野市雨水貯留施設助成金交付要綱（令和3年4月1日施行）の規定に基づく雨水貯留施設の修繕及び販売・設置の問い合わせがあった場合、対応可能な業者（店舗）を案内する方法に関するものです。平成14年度から雨水貯留施設助成金交付事業を始め、令和2年度までに約4,000基の設置申請があり、修繕及び販売・設置に関する問い合わせを数多く受付けています。また、令和2年度に行ったアンケート調査の結果、修繕の依頼先が分からないという声が複数ありました。そこで、予め一覧表に登録された業者（店舗）を案内する手法を定めました。

2 対応可能な業者（店舗）案内の概要

対応可能な業者（店舗）案内を適用できる問い合わせは次の場合とします。

- ア 雨水貯留施設の修繕に関する問い合わせ
- イ 雨水貯留施設の販売に関する問い合わせ
- ウ 雨水貯留施設の設置に関する問い合わせ
- エ その他必要と判断される場合

3 応募できる業者（店舗）の資格等

- (1) 雨水貯留施設の修繕及び販売・設置のいずれかを実施する能力を有するもの
- (2) (1)の業者（店舗）のうち、長野市内に本社（本店）があるもの
ただし、長野市外に本店があるものについては、長野市内に支店または営業所等が所在しているもの
- (3) 長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないもの。

4 登録期間及び募集について

- (1) 募集期間： 令和4年2月1日（火）～ 随時募集
- (2) 有効登録期間： 長野市雨水貯留施設助成金交付要綱が存続する限り
- (3) 登録のための応募方法

長野市の競争入札参加資格をお持ちの場合

- ア ながの電子申請サービスによる電子申請



←応募申請へのリンクはこちら

イ 応募書（様式１）による申請

(7) 応募書は、封筒に入れ、郵送又は持参してください。

(1) 応募先

〒380-8512（市役所専用郵便番号のため住所記載不要）

長野市役所建設部河川課 計画調査担当宛

電話 026-224-7646（直通）

FAX 026-224-5112

長野市の競争入札参加資格をお持ちでない場合

ア 応募書（様式１）による申請（ながの電子申請サービスはご利用になれません。）

(7) 応募書に下表の書類を添付し、郵送又は持参してください。

提出書類	説明
登記事項証明書 (写し可)	・ 法人のみ ・ 法務局が発行する現在事項証明書又は履歴事項全部証明書を提出してください。
営業証明書 (写し不可)	・ 個人のみ ・ 長野市に住民票がある場合には、長野市役所財政部市民課又は各支所で交付しています。
市税の納税証明書 (写し不可)	・ 長野市から課税されている場合(固定資産税・軽自動車税、法人市民税以外も含む)に添付してください。 ・ 「現に滞納の市税がないこと」の証明 ※長野市では、収納課及び各支所で交付しています。 ・ <u>法人の場合、法人の代表者が長野市に納税義務がある場合には、法人代表者個人に係る納税証明書も提出してください。</u> (納税証明請求書は個人用を使用のこと)
国税の納税証明書 (写し可)	・ 未納の税額がないことを証明するための、納税証明書「その3の2」(個人用)もしくは納税証明書「その3の3」(法人用)が必要です。 ・ 国税庁ホームページもしくはお近くの税務署の窓口で請求してください。
誓約書(様式2)	長野市暴力団排除条例の施行により、添付が必須となります。

(1) 応募先

上記応募先に同じ

5 登録された業者(店舗)の取り消しについて

次の条件に該当する場合は一覧表より削除します。

ア 長野市に本社(本店)・支店及び営業所等のいずれもがなくなった場合

イ 業者(店舗)の自己都合により辞退する場合

ウ 市が不相当と認めた場合

ア、イに該当する場合は、電子申請または登録辞退届（様式3）により申し出てください。

6 その他

(1) 一覧表の運用

ア 登録された業者（店舗）について、長野市で一覧表を作成します。

イ 作成した一覧表は令和4年4月1日より、長野市のホームページ等で公表します。その後、応募があったものについては随時、更新します。

ウ 市民から問い合わせのあった場合、市は一覧表を提示し、業者（店舗）の案内とします。ただし、業者や店舗を選定するのは問い合わせ者とし、市は選定しません。

エ 業者（店舗）は、自己の都合で問い合わせの対応を辞退することができます。

（辞退することをもって不利益を受けることはありません。）

(2) 店舗の移転等による住所・連絡先の変更や登録業務の変更等があった場合は、電子申請または変更届（様式4）により申し出てください。

(3) 登録業者（店舗）と問い合わせ者（市民）のいずれかにいかなる損害があった場合にも市は、一切の責任を負いません。ご留意のうえ、ご応募ください。

(4) 登録辞退届及び変更届は、ながの電子申請サービスからの届け出が可能です。

(5) この登録は修繕及び販売・設置の行為を制限するものではありません。登録がなくても修繕、販売、設置の行為は可能です。



←登録辞退届へのリンク



←変更届へのリンク

7 問合せ先

〒380-8512（長野市専用郵便番号のため住所記載不要）

長野市役所建設部河川課 計画調査担当

電話 026-224-7646（直通）

FAX 026-224-5112

E-mail kasen@city.nagano.lg.jp